

地域密着型通所介護創設にともなう留意事項等について

・目次

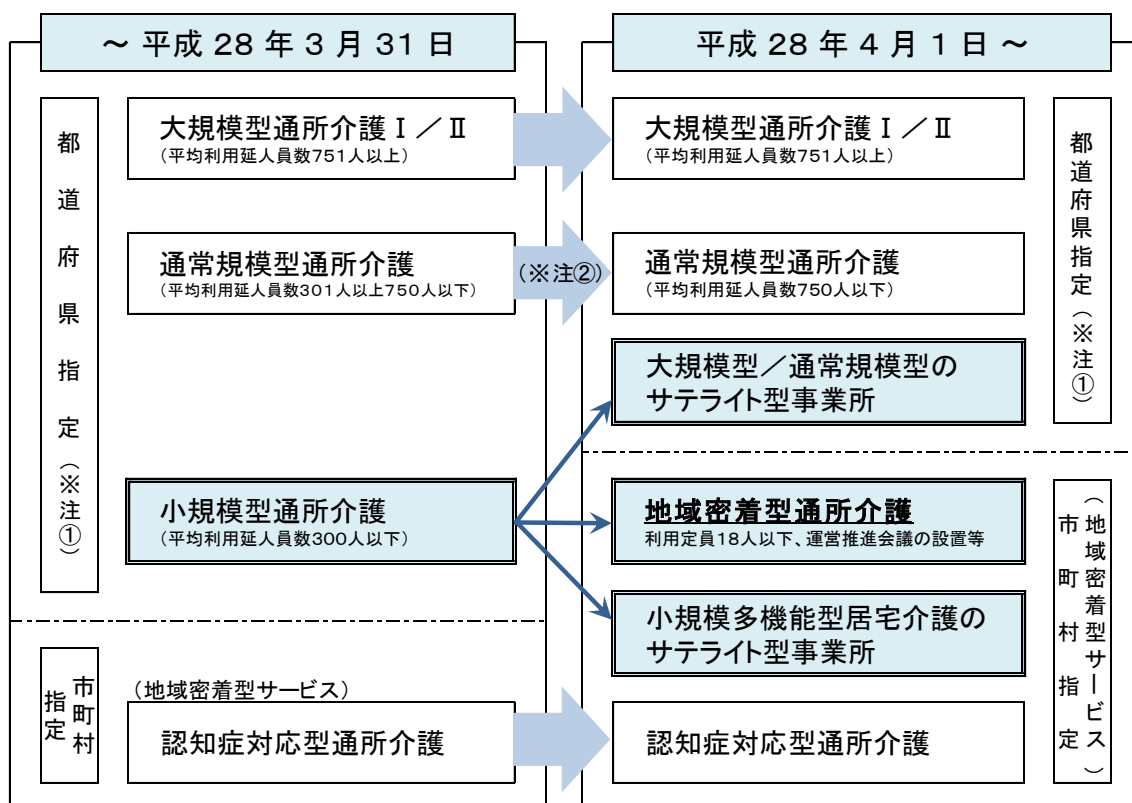
1. 「地域密着型通所介護」の創設について	1
2. 地域密着型サービスへの移行に伴う変更について	2
3. 平成28年3月末までの手続きについて	5
4. 平成28年4月1日以降にかかる手続きについて	13

1. 「地域密着型通所介護」の創設について

平成27年度の介護保険制度の改正により、小規模な通所介護（事業所の利用定員18人以下の予定（※））については、少人数で生活圏域に密着したサービスであることを踏まえ、地域との連携や運営の透明性の確保、また、市町村が地域包括ケアシステムの構築を図る観点から整合性のあるサービス基盤の整備を行う必要があるため、平成28年4月から「地域密着型通所介護」として地域密着型サービスに位置付けられることになりました。

※ 地域密着型通所介護の利用定員等は厚生労働省令で定められる予定。

地域密着型通所介護創設にかかる移行イメージ



(※注) ① 下関市(中核市)を含む。② 現在、通常規模型通所介護事業所であっても、利用定員が18人以下の場合は、地域密着型通所介護事業所に移行する。19人以上の場合は、前年度の1月当たりの平均利用延人員数により、通常規模型通所介護事業所、大規模型通所介護事業所のいずれかに分類される。なお、地域密着型通所介護事業所以外の移行先として、通所介護(大規模型・通常規模型)のサテライト型事業所への移行や、小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所に移行する選択肢が設けられる。それぞれの移行については、各要件を満たしたうえで所定の期日までに必要な手続きを行うこと。

2. 地域密着型サービスへの移行に伴う変更について

地域密着型サービスとは

高齢者が要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにするために創設されたサービスです。

➡通所介護事業所の移行先では、「地域密着型通所介護」及び「小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所」が該当します。

1. サービス利用者について

地域密着型サービスは、原則、下関市の住民（被保険者）だけがサービスを利用できます。ただし、小規模な通所介護事業所から地域密着型通所介護への移行にあたり、平成28年3月31日時点で下関市以外の他の市町村の被保険者が利用している場合は、当該利用者に限り、それぞれの住所地の市町村の指定を受けたとみなされるため、移行後も引き続き利用することが可能です。

問14 平成28年3月31日において、他市町村（ア）の被保険者Aが地域密着型となる通所介護事業所を利用している場合は、当該通所介護事業所は他市町村（ア）のみなし指定を受けるが、これは当該市町村（ア）の当該利用者Aについてであり、利用者A以外の他市町村（ア）の別の利用者B（移行後に新たに利用する者）については、みなし指定の効果は及ばない（Bが利用するためには、改めて利用者Bについて他市町村（ア）の地域密着型の指定を受ける必要がある）と考えてよいか。

回答 お見込みのとおり。

（平成27年3月2日・3日開催 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料）

2. 運営推進会議の開催について

地域との連携を図り事業所運営の透明性を確保するため、利用者やその家族、地域住民の代表者、市町村の職員又は地域包括支援センターの職員、当該サービスについて知見を有する者等により構成される「運営推進会議」の設置が必要です。また、開催については、おおむ

ね6月に1回以上とされ、当会議に対し活動状況等を報告し評価を受けるとともに、必要な要望や助言等を聴く機会を設けなければなりません。また、会議録を作成し、当該記録を公表することが求められています。

【運営推進会議の合同開催について】

地域密着型通所介護等の運営推進会議については、他の地域密着型サービスと同様、複数の事業所が合同で開催することは、利用者のプライバシーの確保の観点から、原則として、認められないこととし、複数の地域密着型サービスの事業所を併設している場合に限って、まとめて運営推進会議を開催することも可能としています。

(平成27年12月22日開催全国介護保険・高齢者保健福祉担当者会議資料問18より)

参考 運営推進会議の実践例については、「認知症グループホームにおける運営推進会議の実態調査・研究事業」((社)日本認知症グループホーム協会(平成20年度独立行政法人福祉医療機構「長寿・子育て・障害者基金」助成事業)) 等をご参考ください。

平成27年12月22日開催 全国介護保険・高齢者保健福祉担当者会議資料より

3. 定款及び運営規程の変更について

① 定款

地域密着型サービスへの移行に伴い、法人の定款及び法人登記簿の事業の目的の項目に、以下(記載例)のような事業を定めていない場合は、定款変更及び登記の変更が必要です。変更後の定款及び登記事項証明書は、次回の指定更新申請時に添付書類として提出してください。

(ア) 株式会社等の営利法人、特定非営利活動法人の場合

介護保険法に基づく地域密着型サービス事業

(イ) 医療法人や社会福祉法人等の所管庁・監督官庁のある法人

定款への記載の文言や定款変更認可の手続きについては、各法人所管・監督官庁へご確認願います。

② 運営規程

「通常の事業の実施地域」について、サービス提供の対象となる利用者は、下関市の住民に限定されるため、「通常の事業の実施地域」として、下関市外の市町村が含まれている場合は、下関市内に限定した規定に変更してください。この場合は、届出事項に該当するものとして介護保険法に則り、運営規程の変更を行った日から10日以内に変更届の提出をお願いします。（地域密着型通所介護の各種様式については定まり次第、市ホームページに掲載します。）

（注）介護予防通所介護における通常の事業の実施地域については、平成28年4月以降も引き続き下関市外の市町村を設定することが可能。

☞ 運営規程中の「指定通所介護」等の事業名称は、「指定地域密着型通所介護」と改めておくこと。

4. その他

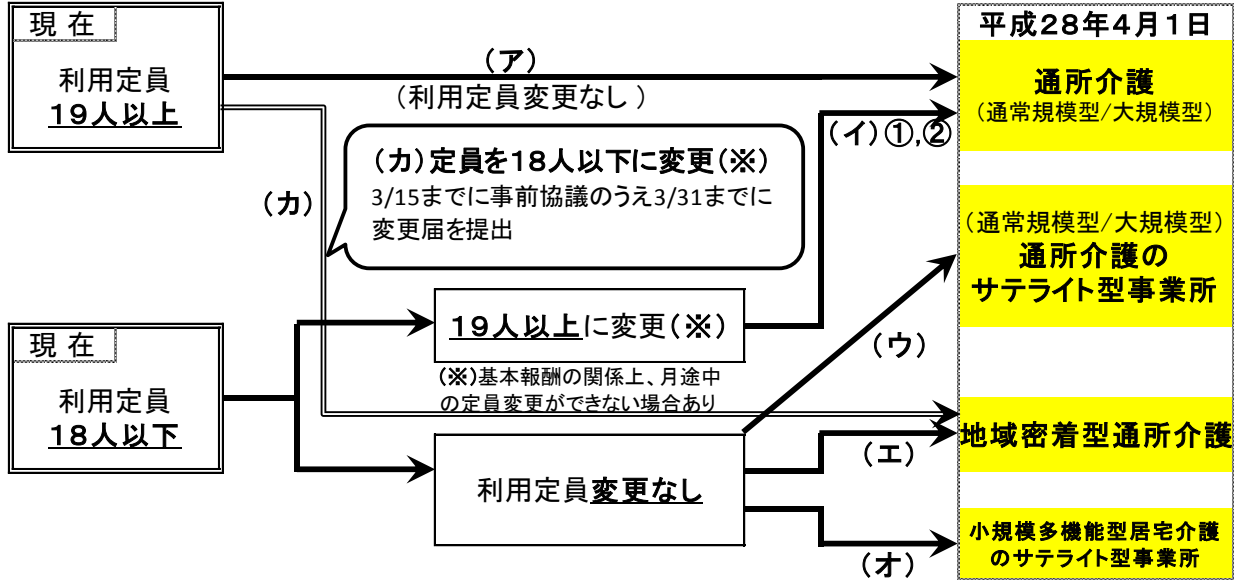
現在の案では、人員及び設備に関する基準について、現行の小規模な通所介護の基準からの変更はありません。

また、介護報酬については、前年度の利用者数の実績によらず、「地域密着型通所介護費」（現在の「小規模型通所介護」に相当）の算定区分となる予定です。そのため、これまで毎年3月に行っていた翌年度の事業所規模の算定区分の確認が今後は不要となります。

	平成27年4月1日～平成28年3月31日	平成28年4月1日～	参考
都道府県指定 ※下関市（中核市）を含む	小規模型通所介護費 （平均利用延利用者数300人以下）	/	利用定員18人以下は、 地域密着型通所介護に移行する。
	通常規模型通所介護費 （平均利用延利用者数301人以上 750人以下）	通常規模型通所介護費 （平均利用延利用者数750人以下）	
	大規模型通所介護費（Ⅰ） （平均利用延利用者数751人以上 900人以下）	大規模型通所介護費（Ⅰ） （平均利用延利用者数751人以上 900人以下）	
	大規模型通所介護費（Ⅱ） （平均利用延利用者数901人以上）	大規模型通所介護費（Ⅱ） （平均利用延利用者数901人以上）	
市町村指定	/	地域密着型通所介護費	・利用定員18人以下 ・運営推進会議の設置等

3. 平成28年3月末までの手続きについて

手続きの流れフロー



	変更内容	手続き内容	期限等
(ア)	現在利用定員が19名以上、平成28年4月1日時点も変更なし。 ⇒地域密着型通所介護に移行せず	(毎年3月に行う翌年度の事業所規模の算定区分を確認し、算定体制が変更になる場合は変更届を提出)	(後日、様式及び提出期限を市HPにて掲載)
(イ)	① 現在利用定員が18人以下だが、定員を19人以上に変更し、平成28年4月1日時点では通所介護となる。	①(現在届け出ている平面図で、食堂及び機能訓練室の面積が所定の要件を満たす場合) 事前連絡のうえ、定員変更による変更届を提出する。	3/15までに事前協議のうえ、3/31までに変更届を提出。
	② ⇒地域密着型通所介護に移行せず	②(食堂及び機能訓練室の面積の変更が必要な場合) 設備変更のための事前協議(変更後の平面図持参)⇒設備変更完了⇒変更届提出⇒市職員による実測を行う。	3/10までに事前協議完了、3/31までに市職員による実測完了。
(ウ)	通所介護(通常規模型/大規模型)事業所のサテライト型事業所となる。 ⇒地域密着型通所介護に移行せず	(通所介護(通常規模型/大規模型)事業所のサテライト型事業所所在地の要件を確認後、)事前協議(変更後の平面図等持参)⇒(設備変更完了)⇒変更届提出⇒市職員による実測を行う。	3/10までに事前協議完了、3/31までに市職員による実測完了。
(エ)	現在利用定員が18人以下、平成28年4月1日時点も変更なし。 ⇒地域密着型通所介護に移行	運営推進会議開催のため、派遣依頼書(参考様式あり)を提出する。	3/22までに提出。
(オ)	現在利用定員が18人以下、平成28年4月1日時点は小規模多機能型居宅介護事業所のサテライト型事業所となる。 ⇒地域密着型通所介護に移行せず	事前協議(「小規模多機能型居宅介護事業所のサテライト事業所の整備計画書」持参)のもと、所定の手続きを行う。	事前予約のもと、2/29までに事前協議を行うこと。

現在の利用定員が19人以上の場合

(ア)利用定員を変更せず、その結果、平成28年4月1日以降も通所介護事業所となる場合

事業所規模の算定区分は、前年度の1月当たりの平均利用延人数により、通常規模型・大規模型Ⅰ・大規模型Ⅱのいずれかとなります。毎年3月に行っていた翌年度の事業所規模の算定区分の確認を行い、いずれの算定区分に該当するか確認をお願いします。平成27年度までの算定体制と変更がある場合は、変更届の提出が必要となります。「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」は、様式が定まり次第、提出期限等もあわせて市ホームページにてお知らせしますので、更新状況を随時ご確認ください。

(例) 平成27年度現在、定員19人／小規模型通所介護の事業所で、平成28年度以降も定員を変更しない。平成27年度の事業所規模の算定区分の確認を行った結果、平均利用延利用者数が280人であった場合。

⇒変更届の提出が必要です。

算定体制が、小規模型通所介護(H27)から通常規模型通所介護(H28)に変更となるため。

現在の利用定員が18人以下の場合

(イ)① 現在、市に届け出ている平面図において、食堂及び機能訓練室の面積が57㎡以上あるため、利用定員を19人以上に変更することにより、その結果、平成28年4月1日以降も通所介護事業所となる場合

食堂及び機能訓練室の面積に変更がない場合であっても、利用定員を増加する場合は、3月15日(火)までに介護保険課事業者係に事前協議(電話可)をお願いします。当係担当による確認の後、**3月31日(木)までに変更届を提出**するという流れになります。

なお、事前協議を経て担当による確認が済んだ場合でも、期日までに、変更届が提出されなかった場合や変更届の不備(必要書類の添付

もれや記入誤り等)が修正されなかった場合は、当該定員変更は認められませんので十分ご注意ください。

(イ)② 食堂及び機能訓練室の面積が57㎡未満であるが、設備を変更して食堂及び機能訓練室の面積を57㎡以上とし、併せて利用定員を19人以上に変更することにより、その結果、平成28年4月1日以降も通所介護事業所となる場合

設備を変更する前に、必ず、介護保険課事業者係と事前協議をお願いします(電話にて要予約)。事前協議の際は、変更後の食堂及び機能訓練室の面積が明示された平面図を提示いただきますが、設備変更の場合は他法令の確認を要する場合がありますので、日程に余裕を持って協議を行ってください。

設備変更に関する事前協議は、3月10日(木)までをお願いします。

当係担当による変更後の図面を確認の後、実際の設備変更に着手する流れとなり、当該設備変更が完了した後に変更届をご提出ください。その後、当係担当が現地での食堂及び機能訓練室の実測を行い、所定の面積が確保されていることを確認したことをもって当該変更が認められることとなります。また、**現地確認は3月31日(木)まで**に実施いたします。

なお、この場合についても、(イ)①と同様、事前協議を経ていても、現地確認による実測までの一連が3月31日までに完了しなかった場合は、当該設備変更は認められません。特に(イ)②の場合は、現地確認が必要となり厳しい日程になるかと思いますが、どうかご理解のうえ、ご協力いただきますようお願いいたします。

定員変更については、介護報酬における事業所規模の算定区分の関係上、一部事業所については、月途中で定員変更を行うことができません。(定員変更により、変更後の事業所規模の算定区分が変更になる場合は、変更日は例月1日となります。)ご不明な点は速やかに介護保険課事業者係にお問い合わせください。

(注意)平成28年4月1日以降に、3月末以前に上記のような定員の変更があったとする届出が提出されても、遡及での適応は認められません。年度末の忙しい折ですが、事業者の方におかれては、取り扱いに遺漏なきよう、重ねてお願い申し上げます。

(ウ) 通所介護(通常規模型/大規模型)事業所のサテライト型事業所に移行する場合(同一法人のサテライト型事業所となる場合のみ可能)

下関市では、通所介護(通常規模型/大規模型)事業所のサテライト型事業所の所在地を、厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域に限定し認めています。(次頁表参照。)

通所介護(通常規模型/大規模型)事業所のサテライト型事業所に移行しようとする場合は、介護保険課事業者係と事前協議をお願いします(電話にて要予約)。事前協議の際は、変更後の食堂及び機能訓練室の面積が明示された平面図及び変更後の本体事業所及びサテライト事業所の勤務表を提示いただきますが、設備変更を要する場合は他法令の確認を要する場合がありますので、日程に余裕を持って協議を行ってください。

事前協議は、3月10日(木)までにお願いします。

設備変更を要する場合は、当係担当による変更後の図面及び勤務表を確認の後、実際の設備変更に着手する流れとなり、当該設備変更が完了した後に変更届をご提出ください。その後、当係担当が現地での食堂及び機能訓練室の実測を行い、所定の面積が確保されていることを確認したことをもって当該変更が認められることとなります。設備変更がない場合は、当係担当による確認後に変更届をご提出いただいたから、現地確認を行います。また、**現地確認は3月31日(木)まで**に実施いたします。

	離島振興対策 実施地域 ア	振興山村 イ	厚生労働大臣が 定める地域(注1) ウ	特定農山村地域 エ	過疎地域 オ	半島振興対 策実施地域 カ	辺地 (注2) キ
下 関 市	【旧下関市】六連 島、蓋井島	【旧豊田町】西市町、殿 居村 【旧豊北町】田耕村、宇 賀村	(該当なし)	【旧菊川町】内日村 【旧豊田町全域】殿居村、 豊田中村、西市町、豊田 下村 【旧豊浦町】宇賀村 【旧豊北町】宇賀村、角島 村、田耕村	【旧豊田町全域】殿居村、 豊田中村、西市町、豊田 下村 【旧豊北町全域】宇賀村、 神玉村、角島村、神田村、 阿川村、粟野村、滝部村、 田耕村	(該当なし)	吉母御崎・ 国枝

(注1) 厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域(平成12年2月29日厚生省告示第53号)を指す。

(注2) アイウエオカのいずれにも該当しないものを記載している。辺地に関する具体的な範囲等についてはお問い合わせください。

(エ) 利用定員を変更せず、地域密着型通所介護に移行する場合

平成28年3月31日時点で指定を受けている事業所については、平成28年4月1日に「地域密着型通所介護」の事業所として指定があったものとみなされるため、移行手続きは不要です。なお、休止中の事業所についても、地域密着型通所介護のみなし指定の対象となります。

ただし、地域密着型通所介護事業者が開催することとなる運営推進会議については、本市職員(地域包括支援センター職員含む。)も参加することから「派遣依頼書」の提出が必要となります。(様式は次頁参考様式参照のこと。必要項目記載の上で任意様式でも可。)介護保険課事業者係あてに、郵送又は持参により、平成28年3月22日(火)までにご提出願います。

【参考様式】

平成 年 月 日

派遣依頼書

(あて先) 下関市長

法人所在地
 法人名称
 代表者名 ⑩

下記地域密着型通所介護事業所における運営推進会議開催にあたり、下関市職員(地域包括支援センター職員)の派遣を依頼します。

記

事業所	名 称	
	所 在 地	
介護保険事業者番号		
運営推進会議合同開催の有 / 無 (いずれかに○印)	1. 無	
	2. 有⇒合同開催先を以下に記載のこと(※) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">(事業所名)</div> と、合同開催を行う。	
担当者連絡先	担当者名	
	連絡先	
事業所定員	現時点(提出日時点)での定員	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px;">(※※)</div> 名
	平成28年4月1日時点での定員	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px;"></div> 名

(※) 合同開催について、小規模多機能型居宅介護事業所と認知症対応型共同生活介護事業所等を併設している場合等、複数の地域密着型サービスの事業所を併設している場合には、まとめて運営推進会議を開催することが可能です。

(※※) 現時点での定員が19人以上の場合は、速やかに介護保険課事業者係まで連絡のうえ、定員変更にかかる所定の手続きをお願いします。なお、基本報酬の関係上、一部事業所については月途中での定員変更ができない場合があります。

（オ）小規模多機能型居宅介護事業所のサテライト型事業所に移行する場合

小規模の通所介護事業所から小規模多機能型居宅介護のサテライト事業所へ移行する場合は、要件の確認等を行いますので、電話にて事前予約のうえ、2月29日（月）までに介護保険課事業者係と事前協議をお願いします。

なお、宿泊室の設置について経過措置を受ける場合は、事前協議の際に「小規模多機能型居宅介護事業所のサテライト事業所の整備計画書（任意様式で可。宿泊室の整備数・時期等を記載し、宿泊室整備後の図面を添付したもの。）」を提示願います。なお、経過措置期間内においても、人員基準を満たした人員配置が必要です。

また、本体事業所とサテライト事業所の運営法人が異なる場合は、双方の関係者ご出席のうえでの事前協議となりますので対応方よろしくをお願いします。

現在の利用定員が19人以上の場合

（カ）定員を現在の19人以上から18人以下に変更し、その結果、平成28年度4月1日以降は、地域密着型通所介護となる場合

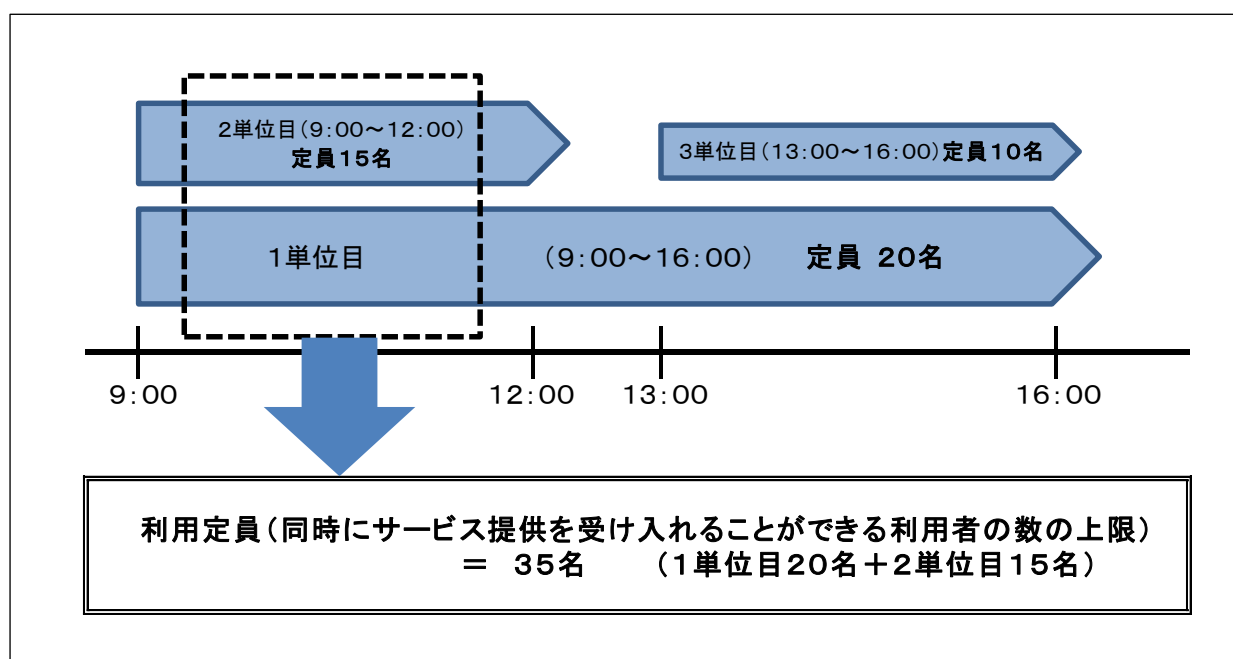
3月15日（火）までに介護保険課事業者係に事前協議（電話可）をお願いします。当係担当による確認の後、3月31日（木）までに変更届及び派遣依頼書を提出するという流れになります。

定員変更については、介護報酬における事業所規模の算定区分の関係上、一部事業所については、月途中で定員変更を行うことができません。（定員変更により、変更後の事業所規模の算定区分が変更になる場合は、変更日は例月1日となります。）ご不明な点は速やかに介護保険課事業者係にお問い合わせください。

補 足 「利用定員」の取り扱い

事業所の「利用定員」とは、各事業所の運営規程で定め、市に届け出ている利用定員をさします。事業所規模の算定区分（小規模型、通常規模型、大規模型）や、実績の利用者数、また、食堂及び機能訓練室の面積における受け入れ可能な最大人数ではありません。

また、複数単位を設定している事業所の場合は、以下のとおり、同時に指定通所介護の提供を受けられることができる「利用者の数の上限」が、事業所の「利用定員」となります。



4. 平成28年4月1日以降にかかる手続きについて

1. 定員変更を行う場合

(1) 平成28年4月1日時点における地域密着型通所介護事業所

①利用定員を18人以下の範囲で変更する場合

例1) 利用定員18人から利用定員15人へ変更

例2) 利用定員10人から利用定員18人へ変更

変更届の提出が必要です。(様式は定まり次第市HPに掲載)

食堂及び機能訓練室の面積変更を含めた設備変更が生じる場合は、従来どおり、介護保険課事業者係との事前協議をお願いします。

例2)においては、利用定員が11人以上の事業所となるため、看護職員の配置が必要となります。加えて、利用定員が15人を超える場合は、介護職員にかかる確保すべき勤務時間数の取り扱いが変わるため、人員基準を十分ご確認のうえで届出をお願いします。

②利用定員を「18人以下」から「19人以上」に変更する場合

地域密着型サービスから居宅サービスへの変更であるため、変更届ではなく、地域密着型サービス（地域密着型通所介護事業）の廃止及び居宅サービス（通所介護）の新規指定の手続きが必要です。

※新規指定申請の手数料は2万円です。

例) 平成28年7月1日に利用定員を18人(地域密着型通所介護)から19人(居宅サービスにおける通所介護)に変更

⇒平成28年6月30日で地域密着型通所介護事業を廃止し、平成28年7月1日に通所介護事業の指定を受ける。

手続き 廃止日(6月30日)の1月前(5月31日)までに地域密着型サービスの様式にて地域密着型通所介護事業の廃止届を提出するとともに、通所介護事業の新規指定のため、指定日(7月1日)の前々月末(5月31日)までに居宅サービスの様式にて通所介護事業の指定申請書類を提出。

(2) 平成28年4月1日時点で通所介護事業所

- ①利用定員を「19人以上」から「18人以下」に変更する場合
居宅サービスから地域密着型サービスへの変更であるため、変更届
ではなく、居宅サービス（通所介護）の廃止及び地域密着型サービ
ス（地域密着型通所介護事業）の新規指定の手続きが必要です。

※新規指定申請の手数料は2万円です。

例) 平成28年7月1日に利用定員を19人(居宅サービスにおける通
所介護)から18人(地域密着型通所介護)に変更

⇒平成28年6月30日で通所介護事業を廃止し、平成28年7月1日
に地域密着型通所介護事業の指定を受ける。

手続き 廃止日(6月30日)の1月前(5月31日)までに居宅サー
ビスの様式にて通所介護事業の廃止届を提出するとともに、地域密着型
通所介護事業の新規指定のため、指定日(7月1日)の前々月末(5月
31日)までに地域密着型サービスの様式にて地域密着型通所介護事業
の指定申請書類を提出。

【地域密着型通所介護の新規指定について】

地域密着型サービス事業所の指定にあたっては、介護保険法第78条の2第7項の規定により、関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされており、これについて、下関市においては、関係者の意見の反映として、学識経験者等の第三者から構成される委員会（以下、「地域密着型サービス運営委員会」という。）への事前の付議を行うことにより、会議での意見を踏まえて指定を行うこととしています。

平成28年度地域密着型サービス運営委員会 開催予定

第1回	H28. 6月末	H28. 7. 1指定分の付議 H28. 5. 1及びH28. 6. 1指定分の付議 (事後報告)
第2回	H28. 9月末	H28. 10. 1指定分の付議
第3回	H28. 12月末	H29. 1. 1指定分の付議
第4回	H29. 3月末	H29. 4. 1指定分の付議

上記日程より、平成28年7月1日以降の指定日は、開催月の翌月1日となるため、平成28年10月1日、平成29年1月1日、平成29年4月1日となります。

なお、周知期間が不十分であったことから、平成28年度に限り、5月1日及び6月1日付指定を行うことといたします。当該指定分については、平成28年6月末開催予定である地域密着型サービス運営委員会へ事後報告として付議し、当委員会にて聴取した意見等を反映させた事業を行うことを条件として指定します。

②利用定員を19人以上の範囲で変更する場合

例) 利用定員19人から利用定員20人へ変更

変更届の提出が必要です。

食堂及び機能訓練室の面積変更を含めた設備変更が生じる場合は、従来どおり、介護保険課事業者係へ事前協議をお願いします。

2. 廃止・休止・新規指定の場合

① 地域密着型通所介護事業所の場合

各種様式が定まり次第、市ホームページに掲載しますが、新規指定については、指定日にご注意ください。なお、廃止及び休止については、通所介護（居宅サービス）の取り扱いから大きな変更はありません。

② 通所介護事業所の場合

現在の取り扱いから変更はありません。新規指定についても、従来どおり、例月1日の指定を行います。

定員変更による地域密着型通所介護及び通所介護の区分をまたぐ手続き（廃止届及び新規指定申請）については、地域密着型通所介護の新規指定日の取扱いをふまえ、遺漏のない手続きをお願いします。